

地域コミュニティ協議会の制度及び支援施策

《地域コミュニティ協議会の設立と登録》

次による、地域コミュニティ協議会を申請により市が登録し、補助対象団体とする。

①地域コミュニティ協議会の構成組織

- 校区内の町内会
- 校区内で活動する下記の団体
 - ・校区公民館運営審議会
 - ・校区社会福祉協議会
 - ・校区あいご会
 - ・老人クラブ
 - ・地域安心安全ネットワーク会議
 - ・自主防災組織
 - ・地区民生委員児童委員協議会
 - ・鹿児島市衛生組織連合会
- 校区内に居住する個人や所在する法人・その他の団体（企業・商店街・NPO法人など）

②団体の運営を公正かつ円滑に行うために規約を定めること。

③政治、宗教及び営利を目的とした活動をしてはならない。

《地域コミュニティ協議会運営等支援》

【内容】

地域コミュニティ協議会を結成、登録した場合、2年間、毎年予算の範囲内で50万円を限度に助成する。

【対象事業】

- 地域コミュニティ協議会の運営に関する事業
- 地域コミュニティプランの策定に関する事業
- その他市長が認める事業

【対象経費】

○会議費、研修費、事務費及び印刷製本費とし、別途定める。

(例)事務用品等消耗品代、広報紙等作成代、意識調査等経費、研修会講師謝金 など

※対象外経費 人件費、飲食費、宿泊費、見舞金等慶弔費、記念品費 など

※本事業を2年間実施後、地域コミュニティプランに基づく活動及び地域コミュニティ協議会の運営に係る経費に対して、上記と同様の支援を実施する予定

《地域コミュニティ協議会事務局職員雇用支援》

【内容】

地域コミュニティ協議会を結成し、市に登録した場合、事務局職員の雇用に当たり予算の範囲内で50万円を限度に助成する。

※年度の途中で雇用をした場合50万円を12で除し雇用した月数を乗じて得た金額を上限額とする

【対象経費】

地域コミュニティ協議会が雇用する事務局職員の人件費

【雇用例】

- 勤務日 週3日程度（例）月・水・金曜日と第1・3土曜日
- 勤務時間 1日あたり3時間 ○賃金 時給700円程度
- 有給休暇 労働基準法に準じる(7日間～)